Report 01

環境省

廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン/平成21年3月

環境省は「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を策定した。
ガイドラインでは、廃棄物の処理は、国民の最低限の生活を維持するために不可欠なサービスの一つとして、新型インフルエンザ流行時においてもその事業を継続することが求められるとし、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理が行われるよう、廃棄物処理の関係者が取るべき措置等を取りまとめた。その要旨は次のとおり。

廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン

1. 廃棄物処理に関する一般事項

発生場所	主な廃棄物	適正な処理
医療機関	新型インフルエンザの診断、治療、検査等に使用された医療器材等（マスク、手袋、ガウン等の個人防護具、注射器）	【感染性廃棄物】 感染性廃棄物に該当し、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に則って処理
検査機関	新型インフルエンザウィルスの検査等に使用された検体、試薬等	
家　庭	感染者の生活系廃棄物（鼻水、痰等が付着したマスクやティッシュ等）	【一般廃棄物】 一般廃棄物としてゴミ袋等に入れ封をして排出するなど、家庭から排出される廃棄物と同様の処理

2. 廃棄物処理事業者等が取るべき措置について

廃棄物処理事業者　新型インフルエンザの発生に備えて、事業継続計画（体制整備、感染防止策、事業継続のための重要業務の特定等）の策定、および発生時の実施

都道府県　新型インフルエンザの流行期においても域内の廃棄物処理が安定的に行われるよう、必要な措置を講じ、市町村に対し技術的助言を行うよう努める。

国　廃棄物の処理に関して情報の収集、整理および調査研究を進め、都道府県、市町村、廃棄物処理事業者等の関係者に対し、知識の普及啓発を図り、廃棄物の適正処理の確保に努める。

3. 廃棄物の適正処理の確保の観点から留意すべき事項

医療機関から排出される感染性廃棄物への対応、廃棄物処理に関する関係者間や住民等における混乱への対応などについても留意しつつ、新型インフルエンザ対策を検討することが望ましい。

環境省ホームページ「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン及びQ&A」　URL http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/index.html

Report 02

環境省

廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル/平成21年5月

環境省は「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（以下「マニュアル」）を改訂した。
これまでのマニュアルは、平成16年3月に改訂されたものであり、既に5年が経過し、これ以降の廃棄物処理法や感染症法の改正等に対応したものである。主な改訂内容は次のとおり。

廃棄物処理法の改正に伴う主な追加等

1. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付状況の都道府県知事への報告を追加
2. 収集運搬車両への表示及び書面の備え付けを追加
3. 運搬受託者又は処分受託者によるマニフェストの記載項目に、運搬受託者又は処分受託者の指名又は名称を追加
4. マニフェストに係る義務違反について、罰則を強化

感染症法の改正に伴う主な追加・変更等

1. 感染症法の改正により、結核予防法が廃止
2. 重症急性呼吸器症候群が一類感染症から二類感染症へ、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフスが二類感染症から三類感染症へ類型変更
3. 一類感染症に南米出血熱が追加され、四類感染症には、従来の30疾患に新たに11疾患が追加
4. 追加した感染症（疾患）について、紙おむつに係る感染性廃棄物の該否、また、最新の科学的知見等も踏まえ、従来の感染症（疾患）についても該否を見直

環境省ホームページ「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」　URL http://www.env.go.jp/recycle/misc/kansen-manual.pdf